

行政不服審査法施行条例（平成28年3月31日条例第9号）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 提出書類等の交付手数料（第3条—第6条）

第3章 北海道行政不服審査会

第1節 組織及び運営（第7条—第14条）

第2節 審査会が行う提出資料の交付（第15条—第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

第5章 罰則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料等並びに法第81条第1項の規定により道に設置された機関の組織及び運営並びに同条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 提出書類等の交付手数料

（手数料の額等）

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 手数料は、規則で定めるところにより、北海道収入証紙で納めなければならない。

（手数料の減免）

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（法第9条第3項に規定する場合の読替え）

第5条 法第9条第3項の規定の適用を受ける場合における前条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「第38条第1項」とあるのは「第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項」と、同条第1項中「第38条第6項」とあるのは「第9条第3項及び第38条第6項」とする。

（再審査請求の場合の手数料の額等）

第6条 第3条及び第4条の規定は、法第66条第1項において準用する法第38条第6項の規定に

より読み替えて適用する同条第4項の手数料について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審理員又は委員会等である再審査庁」と、「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、同条第1項中「第38条第6項」とあるのは「第66条第1項において準用する法第38条第6項」と読み替えるものとする。

第3章 北海道行政不服審査会

第1節 組織及び運営

(名称)

第7条 法第81条第1項の規定により道に設置された機関の名称は、北海道行政不服審査会（以下この章において「審査会」という。）とし、審査会は、知事の附属機関とする。

(組織)

第8条 審査会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(委員の服務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第10条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第11条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第8条第5項及び第9条の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第13条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。

- 4 部会長は、当該部会に属する委員が互選する。
- 5 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

(会長への委任)

第14条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第2節 審査会が行う提出資料の交付

(提出資料の交付の求め)

第15条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下この節において「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下この節において「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第18条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(提出資料の交付の方法)

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出資料の交付を受ける場合の手数料の額等)

第17条 第3条及び第4条の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「北海道行政不服審査会」と、「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、同条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項」と読み替えるものとする。

(送付による提出資料の交付)

第18条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査庁が定める方法により納付しなければならない。

第4章 雑則

(法以外の法律による提出書類等の交付手数料に関する規定の準用)

第19条 第3条及び第4条の規定は、法以外の法律において法第38条第4項及び第5項の規定を準用する場合について準用する。

(規則への委任)

第20条 この条例（前章第1節を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第21条 第9条第1項（第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を

漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。